

## 除草業務委託仕様書

### 1 業務名称

令和3年度 六日町浄化センター 除草業務委託

### 2 業務概要

六日町浄化センターの除草業務を行うものである。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和3年10月29日まで

### 4 管理部署

公益財団法人 新潟県下水道公社 六日町支所

### 5 業務場所

六日町浄化センター（新潟県南魚沼市五日町1967番地5）内の除草業務範囲は、添付「除草配置図」を参照すること。

### 6 業務仕様

- ①除草は機械除草Ⅰ総合（除草・集草・積込・運搬）とする。
- ②肩掛け式草刈機を用いた機械除草とし、集草して指定の場所に運搬する。

### 7 提出書類

- (1) 業務実施計画書
- (2) 月別工程表（業務実施月のみ）
- (3) 作業日報
- (4) 作業写真

※作業日報、作業写真は作業月ごとに提出のこと。

### 8 業務における注意事項

- (1) 業務は、基本的には開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。閉庁日に実施する場合は、事前に書面にて届け出ること。
- (2) 業務実施の際は、管理機械棟2階中央監視室の工事業者入退場記録簿に記載のこと。
- (3) 業務内容及び実施日程については、監督員と事前に協議して決定すること。
- (4) 作業過程で重大な支障が発見された場合は、速やかに管理職員に報告し、指示を受けること。
- (5) 業務の実施に必要な機材は原則として受託者が負担するものとする。ただし、用水・電力等は無償で供与する。
- (6) 作業にあたっては、安全に充分留意し、安全対策を確実に行うこと。なお、除草区域内には電線（アース線）等があるので、作業時破損しないよう注意すること。
- (7) 業務について疑義が生じた場合、現場責任者は管理職員と協議すること。

## ＜管理基準表＞

六日町浄化センター除草業務の管理基準は次の表によるものとし、実施範囲及び位置は別紙配置図による。

## ア 水処理施設側（押堀川左岸）

業務場所	種別	種類	単位	数量	回数	実施月	備考
管理機械棟正面側 ・命名碑、中央分離緑地帯	機械除草	機械除草Ⅰ 総合	m <sup>2</sup>	55	2回	6,9月	①
管理機械棟周囲			m <sup>2</sup>	300	2回	6,9月	②
北側外周緑地帯			m <sup>2</sup>	3,132	2回	6,9月	③門扉前の緑地帯及びフェンス外側も含む
西側外周緑地帯			m <sup>2</sup>	3,416	2回	6,9月	④扉前の緑地帯及びフェンス外側、法面部も含む
北側フェンス外周部			m <sup>2</sup>	131	2回	6,9月	⑤
水処理施設北東側増設用地部			m <sup>2</sup>	8,125	2回	6,9月	⑥
押堀川沿い緑地帯			m <sup>2</sup>	7,475	2回	6,9月	⑦
計			m <sup>2</sup>	22,634			

## イ 汚泥処理施設側（押堀川右岸）

業務場所	種別	種類	単位	数量	回数	実施月	備考
南東側外周緑地帯	機械除草	機械除草Ⅰ 総合	m <sup>2</sup>	2,900	2回	6,9月	⑧フェンス下を含む
重力・機械濃縮棟周囲			m <sup>2</sup>	450	2回	6,9月	⑨
東側外周緑地帯			m <sup>2</sup>	2,625	2回	6,9月	⑩
押堀川沿い緑地帯			m <sup>2</sup>	600	2回	6,9月	⑪
押堀川沿い緑地帯			m <sup>2</sup>	400	2回	6,9月	⑫
計			m <sup>2</sup>	6,975			

※1 機械除草Ⅰ総合：機械除草Ⅰ＋集草＋積込＋運搬（場内指定場所に廃棄）

※2 機械除草Ⅱ総合：機械除草Ⅱ＋集草＋積込＋運搬（場内指定場所に廃棄）

※3 機械除草Ⅰ：肩掛式(カット径 255 mm)での除草作業

※4 機械除草Ⅱ：肩掛式(カット径 255 mm)＋ハンドガイド式(刈幅 95 mm)での除草作業

※5 公園除草：人力除草＋集草＋積込＋運搬（場内指定場所に廃棄）

注) 備考欄の○数字は配置図の場所を示す

# 令和3年度 六日町浄化センター

## 除草業務配置図

